

広報とうがね「みんなの広場」掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民相互の情報交換の場として設置する広報とうがね「みんなの広場」(以下「みんなの広場」という。)について、限られた紙面を効率的に活用し、公共性及び公平性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 3人以上で構成するグループをいう。
- (2) 公共施設等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市、県等が設置する公の施設
 - イ 区等が管理する公民館、集会所等の施設
 - ウ 公園、広場等市民に広く開放されている施設
 - エ 山、川等市民に広く開放されている場所

(掲載内容)

第3条 みんなの広場に掲載する情報は次のとおりとし、毎号6件を上限に掲載する。

- (1) 「イベント」 団体が公共施設等で行う催し(市外に活動の拠点を有する団体が市外で行うものを除く。)
- (2) 「募集」 市内に在住、在勤若しくは在学する者で構成する団体又は市内に活動の拠点を有する団体が公共施設等で継続的に行う活動

(掲載対象外活動等)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、みんなの広場への掲載を行わないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの(間接的なもの及び連想させるものを含む。)
- (2) 宗教的活動を目的とするもの、及びその関連のあるもの(連想させるものを含む。)
- (3) 政治的活動を目的とするもの、及びその関連のあるもの(連想させるものを含む。)
- (4) 個人又は団体を誹謗中傷するもの、及びその恐れのあるもの
- (5) 団体の構成員相互間の連絡のためのもの
- (6) 活動内容が掲載記事と異なるもの
- (7) 掲載意図及び内容が不明確なもの
- (8) その他掲載する情報として秘書広報課長が不相当と認めたもの

(掲載の申込)

第5条 みんなの広場の掲載を希望する者は、別に定める申込書に必要な書類を添付して秘書広報課に申し込まなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合にはっては申込をすることができない。

- (1) 一の号において同一の団体による複数の申込
- (2) 一の年度において2回を超えて掲載しようとする団体の申込
- (3) 過去に不正な申込があった団体（代表者が同一の団体を含む。）による申込

2 申込書の提出期間は、発行日の30日前までとする。ただし、当該期限が土曜日、日曜日、休祝日に当たるときは、その前日を提出期限とする。また、翌年度の申込は、2月1日から開始する。

（掲載の優先順位）

第6条 掲載の優先順位は、先着順を原則とする。ただし、市内のイベント及び募集は市外のイベントに優先するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、みんなの広場の掲載に関し必要な事項は、秘書広報課長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年7月1日発行の広報とうがね「みんなの広場」に係る掲載から適用する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行し、平成29年9月15日発行の広報とうがね「みんなの広場」に係る掲載から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月25日から施行し、令和5年7月1日発行の広報とうがね「みんなの広場」に係る掲載から適用する。